

大阪労働局発表
令和6年6月21日

【照会先】
大阪労働局需給調整事業部
(電話) 06-4790-6316

令和5年度労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る 指導監督状況及び令和6年度指導監督方針について

大阪労働局（局長：荒木 祥一）では、令和5年度における労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る指導監督状況及び令和6年度指導監督方針を取りまとめましたので公表します。

1 令和5年度指導監督状況等 概要

◇1事業主に対して行政処分を実施

派遣元事業主1社に対して労働者派遣事業改善命令を行いました。
(詳細は2ページ「1の(1)行政処分の実施状況」参照)

◇1,884事業所に対して指導監督を実施

労働者派遣事業、職業紹介事業等に係る指導監督を行った事業所のうち、文書による是正指導を1,790件、行いました。
(詳細は2ページ「1の(2)指導監督の実施状況」参照)

◇法制度周知に向けたセミナー等を実施

法制度周知に向け、派遣元事業主及び職業紹介事業者などを対象に、各種セミナー等を92回実施し、4,179名が受講しました。
(詳細は3ページ「1の(3)法制度周知に向けたセミナー等」参照)

2 令和6年度指導監督方針 概要

労働者派遣法及び職業安定法の法令遵守に向けた的確な指導監督を行います。
(詳細は4ページ「2 令和6年度指導監督方針」参照)

1 令和5年度指導監督状況等 概要

(1) 行政処分の実施状況

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

《 処分日：令和6年2月8日 》

【事案の概要】

A社は、法人Bを派遣先として、労働者5名について、延べ580人日にわたり、労働者派遣法第40条の2第1項各号に該当しないにもかかわらず、組織単位の期間の制限を超えて労働者派遣を行ったことから、労働者派遣事業改善命令を行った。

(2) 指導監督の実施状況

① 指導監督を実施した延べ事業所数

項 目	令和5年度 事業所数	令和4年度 事業所数	前年度比
計	1,884	1,853	1.7%
うち労働者派遣事業関係	938	1,195	▲21.5%
うち職業紹介等事業関係	916	637	43.8%
うち請負関係	30	21	42.9%

② 是正指導を行った件数

項 目	令和5年度 件数	令和4年度 件数	前年度比
計	1,790	1,858	▲3.7%
うち労働者派遣事業関係	984	1,218	▲19.2%
うち職業紹介等事業関係	800	623	28.4%
うち請負関係	6	17	▲64.7%

③ 主な是正指導内容

i 労働者派遣事業

(i) 派遣元事業主の事業所

○マージン率等の情報提供（労働者派遣法第23条第5項）

- ・情報提供をインターネット等の方法により行っていない。
- ・法定事項の情報提供を行っていない。（協定対象派遣労働者の範囲及び当該協定の有効期間の終期など）

○労働者派遣契約（労働者派遣法第26条第1項）

- ・労働者派遣契約に法定事項を定めていない。（業務に伴う責任の程度協定対象派遣労働者に限るか否かの別など）

- 就業条件の明示（労働者派遣法第 34 条第 1 項）
 - ・ 書面の交付の方法等により就業条件を明示していない。

(ii) 派遣先

- 労働者派遣契約（労働者派遣法第 26 条第 1 項）
 - ・ 労働者派遣契約に法定事項を定めていない。（業務に伴う責任の程度協定対象派遣労働者に限るか否かの別など）
- 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第 26 条第 7 項）
 - ・ 新たな労働者派遣契約の締結に当たって、比較対象労働者の待遇等に関する情報提供を行っていない。
- 派遣先管理台帳（労働者派遣法第 42 条）
 - ・ 派遣先管理台帳に法定事項を定めていない。（業務に伴う責任の程度協定対象派遣労働者であるか否かの別など）

ii 職業紹介事業

- 取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第 32 条の 13）
 - ・ 法定項目が明示されていない。（手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項など）
- 帳簿の備え付け（職業安定法第 32 条の 15）
 - ・ 求人求職管理簿、手数料管理簿の未作成や記載不備
- 職業紹介実績等の情報提供（職業安定法第 32 条の 16 第 3 項）
 - ・ 法定事項の情報提供を行っていない。

iii 請負関係

- 不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有している場合）
 - ・ 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（労働省告示第 37 号）に照らして、実態として労働者派遣を行っていた、又は受け入れていた。
- 不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有していない場合）
 - ・ 外形上は請負契約であったが実態として労働者派遣に該当しており、無許可のまま労働者を派遣した、又は受け入れていた。

(3) 法制度周知に向けたセミナー等

労働者派遣事業の適正な運用の確保のために、「派遣先セミナー」を開催しました。

この他、派遣元事業主又は職業紹介事業者等を対象としたテーマ別説明会の開催、事業主団体等が主催する各種セミナー等における講師派遣等のあらゆる機会を通じて、近年の労働者派遣法及び職業安定法の改正内容を中心とした法制度の周知を行いました。

今年度の開催については大阪労働局のホームページにて随時御案内を掲載します。（https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/mokuteki_naiyou/haken_yuuryousyukai.html）

(参考) 令和5年度各種セミナー等開催状況

内 容	実施回数	受講者数
需給調整事業部主催各種セミナー等	77	3,138
・派遣先セミナー	(1)	(100)
・公共団体業務委託請負適正化セミナー	(1)	(51)
・派遣労働者の同一労働・同一賃金オンラインセミナー	(4)	(541)
・事業報告書セミナー	(4)	(777)
・新規許可申請前説明会	(24)	(126)
・新規許可、更新後説明会	(24)	(1,182)
・労働者派遣セミナー	(19)	(361)
事業主団体等への講師派遣	15	1,041
合 計	92	4,179

2 令和6年度指導監督方針 概要

○事業者が労働者派遣法や職業安定法等の法令を遵守し、需給調整機能が十分に発揮できるよう、厳正かつ的確な指導監督を行います。

○派遣元事業主及び派遣先に対しては、派遣労働者の同一労働同一賃金の確保に向けて労働基準監督署から提供された情報等に基づき、積極的かつ的確な指導監督を行います。

(参考) 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移

(各年3月1日現在)

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年同月比	事業所数	対前年同月比
令和2年	4,406	3.0%	2,868	13.4%
令和3年	4,453	1.1%	3,068	7.0%
令和4年	4,411	▲0.9%	3,176	3.5%
令和5年	4,475	1.5%	3,334	5.0%
令和6年	4,505	0.7%	3,542	6.2%